

特別委員会のあり方について

① 設置目的

予算・決算審査は、住民福祉の増進のため、適正な配分がされているか、また、最小の経費で最大の効果があがっているかを審査する必要があります。既存の常任委員会への分割付託も可能ですが、特に重要性が高く、新たな観点で総合的かつ専門的に審議をすることが必要なため、特別委員会を設置します。

② 行政監査意見と部会意見

地方自治法 199 条 10 項では、監査の結果に関する報告に添えて、その意見を提出することができることあり、議会は、その報告および意見を情報として受けた上で決算審査を行います。また、議会は監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができることとされており、部会意見については、監査意見を十分考慮する必要があります。

③ 部会構成と所管バランス

3 部会構成では、正副委員長・部会長会議において過半数を超える 8 名となり、特別委員会の必要性が欠けるため、2 部会構成とします。

所管バランスは、業務量のバランスが悪いため、費目および所管の按分が必要となっています。そのため、総務産業常任委員会の所管を総務課・農林課・観光商工課・建設水道課・消防課とし、社会文教常任委員会の所管を健康福祉課・教育委員会・議会・税務課・会計室とすることで、所管バランスを図ります。なお、所管の変更については、山ノ内町議会委員会条例の改正が必要となります。

28 年度の予算・決算審査特別委員会は、業務量を按分し常任委員会での構成とせず、2 部会を構成した。(決算審査特別委員会は監査委員を除く)

④ 部会意見の予算（政策）への反映とチェックの仕方

意見を反映させる仕組みとして、審査の過程で、特に必要と認める意見は、委員長報告による部会意見または付帯決議もしくは意見書の提出を首長にし、回答を求めます。また、チェック機能として、過去の部会意見等の進捗状況を審査時に所管課より報告を求めます。

⑤ 現地調査の実施

現地調査として審査日程を 1 日追加し、調査が必要となった場合に行うことができることとします。ただし行政側との調整が必要となります。

⑥ 今後の検討課題

- ・ 審査の継続性を重視し、チェック体制の強化を図るため、補正予算まで対応し予算決算常任委員会化の検討。
- ・ 業務量バランスを考慮した常任委員会の所管変更については、課題となっているため、特別委員会の設置とは別で、引き続き協議をしていく。
- ・ 議会で中立的な立場となる議長の特別・常任委員会への参加について検討していく。